

## Tech Kids Home Teacher 利用規約 (2016年2月改訂)

本利用規約は、株式会社 CA Tech Kids およびその契約講師が運営する「Tech Kids Home Teacher」の利用についての諸条件を定めるものです。なお、本利用規約は株式会社 CA Tech Kids がその他別途定めるガイドライン等の諸規程と共に重疊的に適用され、当該ガイドライン等の諸規程は、本利用規約の一部を構成します。本利用規約に同意いただき、当教室にご入会いただきますよう、お願いいたします。

### 第1条 (定義)

1. 「当社」 ---株式会社 CA Tech Kids
2. 「講師」 ---当社が契約する講師
3. 「当教室」 ---当社および講師が運営するプログラミングスクール「Tech Kids Home Teacher」
4. 「当教室運営者」 ---当社および講師
5. 「入会希望者」 ---当教室の受講を希望する者及びその保護者
6. 「受講生」 ---当教室に入会を希望し、本利用規約に同意した者のうち、当社が承認をした者
7. 「保護者」 ---受講生の親、または親に代わる者
8. 「教材」 ---当社が受講生に提供する教科書、コンピュータープログラム
9. 「登録情報」 ---受講生サービスの提供を受ける目的で、入会希望者または受講生が当教室運営者に提供する一切の情報
10. 「個人情報」 ---登録情報のうち、特定の個人を識別できる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）
11. 「退会」 ---受講生が、本利用規約及び当教室運営者が定める方法により、登録情報を抹消し、受講生サービスの提供を受けることを終了すること

### 第2条 (当教室の概要)

1. 当教室は、プログラミング学習を目的とするスクールです。ゲーム等の開発を通してプログラミングを学習します。対象年齢は原則として小学校1年生～小学校6年生とします。

### 第3条 (当教室の利用条件)

1. 入会希望者は、本規約に同意の上、登録情報を入力し、第4条に定めるお支払いが完了された時点で、受講生として当教室運営者に登録されます。なお、当該情報に虚偽の情報を掲載してはならないものとします。
2. 受講生またはその保護者は、受講生が当教室の授業を欠席する場合には、可能な限り事前に電話または電子メール等でご連絡下さい。事前にご連絡のあった場合に限り、かつ同内容の授業が当初受講予定であった授業の前後の日時において開講されている場合に限り、受講生は振替授業を受講することが出来ます。振替受講の申請は、各教室の定める方法により行うものとします。ただし、振替受講希望日の受講人数が超過している場合や、講師の人数が不足している場合等の理由により、希望する日に振替受講できない場合もあります。
3. 講師は、振替受講を実施できない場合、欠席した授業で使用した教材を受講生及びその保護者に

渡し、受講生及びその保護者は、自宅での学習を行うものとします。

4. 当教室運営者は、受講生またはその保護者が本利用規約に違反する場合、またはその恐れがあると当教室運営者が判断した場合、受講生またはその保護者へ事前に通告・催告することなく、かつ受講生またはその保護者の承諾を得ずに、当教室運営者の裁量により直ちに、当該受講生に対して、当教室の受講停止、退会処分、その他当教室運営者が適切と判断する措置をとることができるものとします。

#### 第4条（受講料金・お支払・退会・受講内容の変更）

1. 入会希望者は、当教室 HP (<https://techkidsschool.jp/school/partner/>) に定める受講料金をお支払いいただき、当教室を受講して下さい。
2. 入会希望者は、本規約に同意の上、登録情報を入力し、当教室受講料金を毎月 25 日までに各講師の定める支払方法にて、事前に講師にお支払いください。なお、振込手数料は入会希望者が負担するものとさせていただきます。指定の期日までに受講料金のお支払いが確認できない場合、受講をお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。受講途中で当教室を退会する場合は、毎月 15 日までに必ず電話、電子メール等にてご連絡ください。毎月 15 日までに退会の申出があった場合、その月の末日をもって退会処理をし、翌月の受講分から受講資格を失効するものとします。
3. 退会のご連絡をいただかない場合、自動的に継続受講となります。
4. 受講途中で当教室を退会した場合、事前に納付された受講料は、未受講分から返金に掛かる振込手数料を含めた事務手数料を差し引いた金額を返金させていただきます。その際、お申し込み時に適用された割引は無効となり、正規料金が適用されます。
5. 受講内容の変更をされる場合も、毎月 15 日までに必ず電話、電子メール等にてご連絡ください。毎月 15 日までに受講内容の変更の申出があった場合、翌月以降の受講分より変更をいたします。

#### 第5条（登録情報・個人情報）

1. 当教室運営者は、登録情報を、以下各号の目的で利用します。
  - (1) 当教室の運営（当教室運営者から受講生またはその保護者に対して、あらゆる情報を提供することを含みます）
  - (2) 当教室運営者が受講生またはその保護者にとって有益だと判断する当教室運営者のサービスまたは、広告主や提携先企業の商品、サービス等に関する情報の提供
  - (3) 受講生またはその保護者に対する、当教室運営に著しく影響を及ぼす事柄（カリキュラムの大幅な変更、一時停止を含みますがこれらに限られません）に関する連絡
  - (4) 受講生またはその保護者から個人情報の取扱いに関する同意を求めるための連絡
2. 当教室運営者は、登録情報について、以下各号の場合を除き、本人以外の第三者に開示しないものとします。
  - (1) 当教室の向上、関連事業開発及び提携企業のマーケティング等の目的で登録情報を集計及び分析等する場合
  - (2) 前号の集計及び分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて、第三者に開示または提供する場合

- (3) 個人情報の開示や利用について受講生またはその保護者の同意がある場合
  - (4) 受講生またはその保護者が希望するサービスを提供する目的で、提携先等第三者が個人情報を必要とする場合（なお、当該提携先等の第三者は、当教室運営者が提供した個人情報をサービス提供のために必要な範囲を超えて利用することはできません）
  - (5) 法令に基づく場合
  - (6) 当教室運営者、受講生その他第三者の生命、身体もしくは財産、または当教室運営者が提供する一切のサービスの保護のために必要がある場合
  - (7) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
3. 当教室運営者は、個人情報について、株式会社 CA Tech Kids のプライバシーポリシー (<https://techkidsschool.jp/company/policy/>) に基づき取り扱うものとします。当教室における、株式会社 CA Tech Kids の問合せ窓口は以下のとおりです。
- 株式会社 CA Tech Kids [info@ca-techkids.com](mailto:info@ca-techkids.com) 03-5459-0212

## 第6条（知的財産権等）

1. 当社が受講生に提供する教材、及び教材を基礎として受講生が作成した成果物に関する特許権（特許を受ける権利を含む）、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）その他すべての知的財産にかかる権利（以下、総称して「知的財産権」という）は、当社に帰属するものとします。
2. 受講生が受講中、制作したプログラム・イラストを含む成果物及び当教室に関連して制作した成果物に関する特許権（特許を受ける権利を含む）、商標権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）その他すべての知的財産にかかる権利（以下、総称して「知的財産権」という）は、これらの成果物の一部または全部に第三者の知的財産権が含まれない限り、受講生本人に帰属するものとしますが、当教室運営者は成果物を広告・宣伝・出版等の目的で利用する権利を有するものとします。
3. 当教室運営者は、受講生が当教室において投稿、アップロードまたは保存した全ての情報（文字情報、画像情報等を含みますがこれらに限られません）について、これらを保存・蓄積した上、当教室の円滑な運営、改善、当教室または当社の提供するサービスの宣伝告知等を目的として、あらゆる態様で利用できるものとし、受講生はこれに同意するものとします。

## 第7条（禁止事項）

1. 受講生及びその保護者は、当教室のご利用に際して以下に定める行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 良識に欠ける行為や、品位に欠ける行為
  - (2) 他の受講生やその保護者、講師、当社従業員、その他第三者を中傷したり、名誉を傷つけたりする行為
  - (3) 他の受講生やその保護者、講師、当社従業員などに対し暴力をふるう等の行為
  - (4) 商標権、著作権、著作者人格権等の知的財産権、肖像権及びパブリシティ権等を含む、他の受講生やその他第三者の権利を侵害する、またはその恐れのある行為
  - (5) 社会倫理や法令に反する行為

- (6) 当教室運営者の承諾のない商業行為や勧誘行為
  - (7) 個人、法人問わず、自らまたは組織等を偽る行為
  - (8) 宗教団体もしくはそれと同視し得る団体への勧誘、布教、寄付等を求める、またはその恐れのある行為
  - (9) その他、当教室運営者が不適切と判断する行為
2. 受講生及びその保護者が、本条第1項に違反したと当教室運営者が判断した場合には、当教室の受講停止、退会処分、その他当教室運営者が適切と判断する措置をとることができるものとします。
  3. 受講生及びその保護者が本条第1項に定める禁止事項のいずれかに違反した場合、当教室運営者は、当該受講生及びその保護者に対し、その行為により当教室運営者が被った一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます）の賠償を請求できるものとします。

## 第8条（当教室の運営）

1. 当教室運営者は、以下各号の事由に起因する場合、当教室運営に関する全部または一部を停止することができるものとします。
  - (1) 当教室運営者が、定期的または緊急に、当教室運営のためのコンピュータシステムの保守・点検を行う場合
  - (2) 火災・停電、天災地変等の非常事態により当教室の運営が不能となった場合
  - (3) 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、当教室の運営が不能となった場合
  - (4) サービス提供のためのコンピュータシステムの不良及び第三者からの不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等により当教室を提供できない場合
  - (5) 法律、法令等に基づく措置により当教室が提供できない場合
  - (6) 当教室運営者が受講生またはその保護者に対し、事前に電子メールその他の手段により、合理的な範囲で周知した場合
  - (7) その他、当教室運営者が止むを得ないと判断した場合
2. 当教室運営者は、前項により当教室の運用を停止する場合、合理的な範囲で、事前に電子メール、電話、その他の手段により、受講生またはその保護者に対し、その旨を通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。
3. 当教室運営者は受講生またはその保護者に対し事前に通知しまたは受講生またはその保護者から承諾を得ることなく、いつでも任意に、カリキュラムの内容または名称を変更することができるものとします。

## 第9条（傷病等発生時の対応）

1. 受講生及びその保護者は、受講生に持病等がある場合、ご入会時に申告するものとします。また、受講時の保護者の付き添いや持病の薬の持参等、受講生及びその保護者にて必要な対応をするものとします。
2. 受講生及びその保護者は、受講中の脱水症防止のため、各自で飲み物を持参するものとします。
3. 当教室運営者は、傷病等発生時における医薬品の服用や医療に類似する行為等は行いません。傷病等が発生した場合、原則として、保護者に連絡をとり、受講生の帰宅を促します。

4. 当教室運営者は、受講生の怪我や発熱、腹痛、頭痛等の疾病が疑われる場合、また打撲、外傷等の負傷が認められ、且つ保護者に連絡が取れない場合、当教室運営者の判断で、受講生を医療機関で受診させる場合があります。なお、その際受診にかかった費用等は受講生及びその保護者の負担とします。保護者は、医療機関の受診を拒否する場合、事前に申告するものとします。事前の申告が無かった場合、当教室運営者は、緊急時の医療機関の受診に、保護者が同意したものとみなします。
5. 当教室運営者は、受講生の持病、身体の故障、障害等により受講中の介助が必須であると判断した場合、保護者の付き添いを要求するものとします。

#### 第 10 条 (アレルギー等に関する注意点)

1. 当教室運営者は、スクールのプログラム中において、お菓子等を配布する場合があります。配布するお菓子等には小麦・乳・大豆・えび・卵などが含まれている場合があります。また、プログラムによっては会場内外の飲食店等にて食事をする場合があります。受講生の食物アレルギーの有無にかかわらず、保護者は入会時に食物アレルギーの有無およびその内容について必ず申告するものとします。
2. 受講生及びその保護者は、ダニ・ハウスダスト・動物等、室内環境で発症の恐れがあるアレルギーをお持ちの場合、予め当教室運営者にお知らせください。お持ちのアレルギーに対し、万全の対策ができない場合、入会をお断りすることがありますので、ご了承ください。保護者様からの事前のお知らせが無かった場合、ダニ・ハウスダスト・動物等のアレルギーは無いものとみなした対応をさせていただきますので、予めご了承ください。

#### 第 11 条 (受講生の安全確保)

1. 当教室運営者は、受講中の受講生の安全管理について十分な注意を払いますが、万が一、受講生に傷病等が発生した場合は、当教室運営者に故意または重過失がある場合を除いて当教室運営者は責任を負わないものとします。
2. 当教室運営者は、スクールへの通学中の安全確保や事故トラブル等の対応について、責任を負わないものとします。受講生及びその保護者は、受講生のみでスクールへ通学する場合、保護者は必ず受講生本人と連絡する手段を用意するものとします。
3. 受講生及びその保護者は、スクール終了後の待ち合わせ場所を事前に決めるものとし、スクール終了後 10 分以内に迎えにくるものとします。万が一、迎えの到着がスクール終了後 10 分を超えた場合、当教室運営者は、可能な範囲で保護者が到着するまでの間、受講生に付き添いますが、これを保証するものではありません。

#### 第 12 条 (保険の加入)

1. 当社は、万が一の場合に備え、当社負担にて保険に加入するものとします。保障範囲等の詳細は、下記保険会社の HP をご覧ください。
  - ・三井住友海上 塾総合保険 (<http://techkidscamp.jp/agree/insurance.pdf>)

### 第13条（写真等の撮影及び利用）

1. 当教室運営者は、受講中の受講生の写真・動画等の撮影を行う場合があります。撮影した受講生の写真・動画等は、当教室運営者ホームページや当教室運営者の制作する告知、販促物等に使用することがあり、受講生及びその保護者は予めこれを了承するものとします。受講生及びその保護者は、写真・動画等の撮影及びその使用を拒否する場合は、入会時に必ず申告するものとします。当教室運営者は、事前の撮影・使用拒否の申告が無かった場合、写真・動画等の及びその使用に、受講生及びその保護者が同意したものとみなします。
2. 受講生及びその保護者は、受講中に、テレビ、新聞、ラジオ、ウェブメディア等の取材が行われることがあることを了承し、当該取材を拒否する場合は、講師又は取材者に、事前に申告するものとします。当教室運営者は、受講生及びその保護者から申告が無かった場合、当該取材に同意したものとみなします。
3. 受講生及びその保護者は、受講中の写真・動画等を撮影する場合や、撮影した写真・動画等をインターネット等に公開する場合には、他の受講生及びその保護者の顔や個人情報等が写らないようにする、又は、撮影やインターネット上の公開に同意を得て行うものとします。

### 第14条（スクールにおける作品の開発・制作）

1. 受講生及びその保護者は、スクールで制作した作品の完成度は受講生本人の技術レベルによって異なる可能性があることを、予め了承するものとし、当教室運営者は、受講生及びその保護者がイメージした通りの作品ができることを保証いたしません。
2. 受講生及びその保護者は、当教室受講中に作成したアプリ・ゲームのデータを、USBメモリ等に保管し、持ち帰ることができるものとし、受講生は、スクールの受講にあたってUSBメモリ等の記憶媒体を持参するものとします。
3. 受講生がスクールにおいて制作したコンピュータープログラム・イラスト等を含む各種成果物のデータについては、参加者および保護者が自身で保存・管理するものとし、当教室運営者はその保存・管理に責任を負いません。

### 第15条（免責）

1. 当教室運営者は、当教室において、受講生またはその保護者との相互の間において、及び受講生またはその保護者と第三者との間で生じた一切のトラブル（違法または公序良俗に反する行為の提案、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等）に関して、当教室運営者に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
2. 当教室運営者は、当教室の受講に起因して受講生またはその保護者に発生した一切の損害について、当教室運営者に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。（当教室受講中及び当教室への通学中における傷病・その他一切のトラブルを含みます）

### 第16条（権利義務の譲渡禁止）

1. 受講生またはその保護者は、当教室運営者の書面による事前承諾なしに、本利用規約に基づく一切の権利または義務について、第三者への譲渡、承継、質入その他一切の処分をしてはならないものとします。

#### **第 17 条（本規約の改訂）**

1. 当社は、随時本利用規約を改訂することができるものとします。
2. 当社は、本利用規約を改訂しようとする場合、電子メールまたは当教室に関するウェブサイト等を使い随時、受講生またはその保護者に告知するものとします。

#### **第 18 条（協議・管轄裁判所）**

1. 当教室運営者、当教室に関連して、受講生またはその保護者、当教室運営者、第三者との間で疑義、問題が生じた場合、都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。
2. 本利用規約に関する一切の訴訟その他の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

#### **第 19 条（準拠法）**

1. 本利用規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

平成 28 年 2 月 29 日制定